

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)」

**障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、
厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合の推計**

研究代表者 山田 篤裕 (慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 百瀬 優 (流通経済大学経済学部教授)

1. はじめに

日本の障害年金制度は、「初診日」、つまり、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日を保険事故の発生時点としている¹。そのため、厚生年金保険から支給される障害厚生年金を受給するためには、初診日の前日に保険料納付要件を満たしていることに加えて、初診日に厚生年金保険の被保険者であることが求められる。

例えば、障害の原因となった傷病が発生した日である「発病日」が厚生年金保険の被保険者期間中にあり、障害の状態が障害等級1級から3級のいずれかに該当した場合でも、もし初診日が被保険者資格喪失後であれば障害厚生年金は受給できない。つまり、この場合、過去の厚生年金保険料の納付は障害厚生年金に結びつかない。それどころか、障害等級1級・2級であれば、国民年金から支給される障害基礎年金は受給できるが、障害等級3級なら、障害基礎年金を受給することさえできない。

一般に保険は、保険加入中に発生した保険事故に対して給付を行うことが原則であるため、こうしたケースが存在するのは当然であるとも考えられる。その一方で、私保険とは異なる社会保険においては、被保険者資格喪失後も一定期間内であれば、保険加入中と同様に扱うことが容認されるという考え方もあり得る。そうした事例は、海外の制度においても見られる(永野 2023)。また、厚生年金保険料を長期間にわたって納付してきた者については、その納付実績を評価する形で、被保険者資格喪失後に初診日がある場合についても、障害厚生年金を支給するという考え方もあり得る²。

こうした考え方に基づいて制度を見直すことの是非を判断するためには、まず、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースの実態を把握する必要がある。そこで本稿では、年金局から提供された、2015～2020年度の6時点分の受給権者の匿名情報(以下、「匿名年金情報」と略す)を用い、障害基礎年金のみの受給権者(20歳前傷病による障害基礎年金を除く＝第30条の4を除く)を抽出した上、厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合を推計した。さらに、計量経済学的手法を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。なお、今回は、初診日前に厚生年金

¹ 初診日が保険事故発生時点とされている理由については、本報告書所収の百瀬優「障害厚生年金の被保険者要件の見直し」を参照。

² 障害年金と遺族年金では制度の性格が異なるため、単純な比較はできないが、遺族厚生年金では、死亡という保険事故の発生時点で厚生年金保険の被保険者でなくても、長期要件を満たせば、一定範囲の遺族に遺族厚生年金が支給される。

保険料を納付していたケースに焦点を当てるために、分析の対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年である」サンプルに絞り込んでいる。

本稿の結果を先に述べれば、主な知見として以下の4点が挙げられる。

第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が5年以上ある割合は4割前後、10年以上ある割合は2割前後であった。同じく20年以上ある割合は1割弱であった。

第二に、20歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合を「厚生年金保険料納付率(以下、「厚年納付率」と略記)」と定義すると、障害基礎年金のみの受給権者(20歳前傷病による障害基礎年金を除く第30条の4を除く)のうち、厚年納付率が3分の1以上ある割合は2割、2分の1以上ある割合は1割、3分の2以上ある割合は4~5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が1歳高くなるごとに2%前後低く、厚生年金保険料納付月数1か月長くなるごとに0.2%高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で10~20%高く、障害等級2級と比較して、障害等級1級で6~7%低かった。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級1級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

第四に、2015年度と比較して、2017~2020年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に7~11%高かった。2016年度については2015年度との統計的な有意差を確認できなかった。

ただし、本研究で利用した匿名年金情報では、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)について、データ取得時点までの厚生年金保険料の納付記録の有無や納付期間の長短を把握することはできるが、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付履歴を把握することはできない。この点に関し、結果解釈の際には留意が必要である。

2. 分析方法

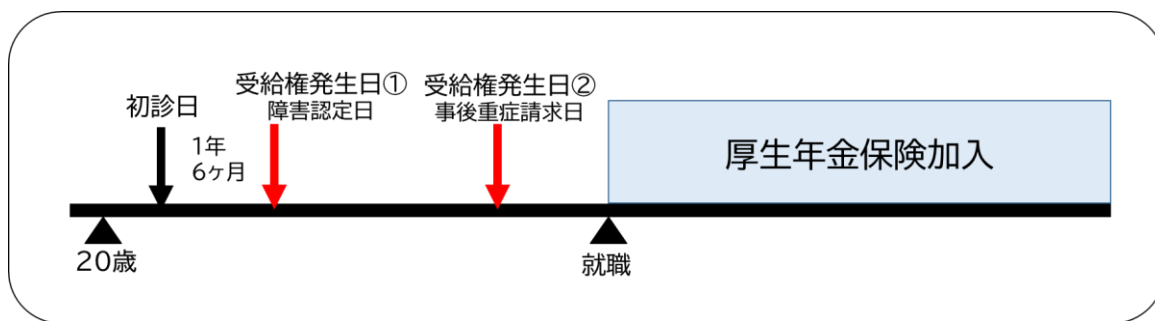
(1) 障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)となるケース

匿名年金情報(受給権者データ)において、厚生年金保険料の納付記録が存在する一方で、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)となるケースとして、以下のA~Dの4ケースが考えられる。

A) 就職前に初診日(障害基礎年金受給権発生)

- ① 就職前に初診日があり、障害認定日に障害基礎年金の受給権が発生し、その後に就職した。
- ② 就職前に初診日があり、事後重症請求日に障害基礎年金の受給権が発生し、その後に就職した。

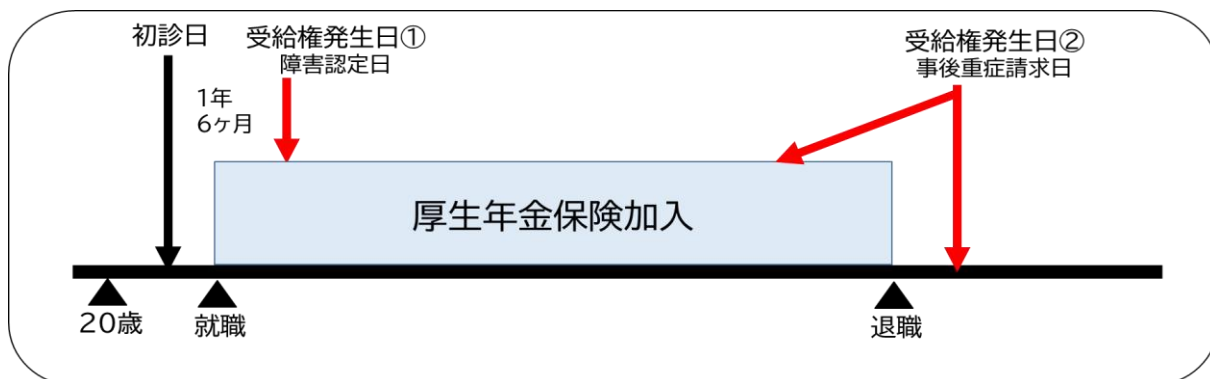
図 1: 就職前に初診日かつ就職前に障害基礎年金受給権発生(ケース A)



B) 就職前に初診日

- ① 就職前に初診日があり、障害認定日に受給権が発生した。
- ② 就職前に初診日があり、障害認定日に受給権が発生しなかったが、事後重症請求日に受給権が発生した(請求日が退職前でも退職後でも同じ)。

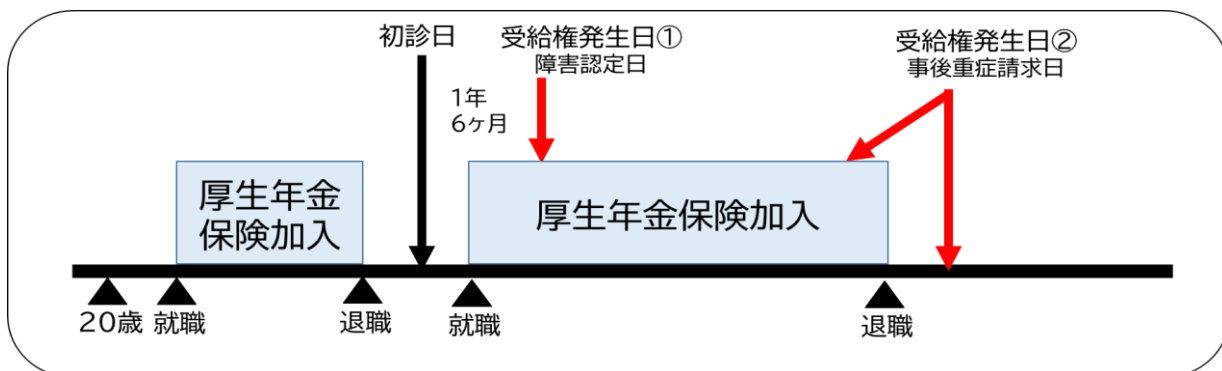
図 2: 就職前に初診日かつ就職後に障害基礎年金受給権発生(ケース B)



C) 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日

- ① 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日があり、障害認定日に受給権が発生した。
- ② 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日があり、障害認定日に受給権が発生しなかったが、事後重症請求日に受給権が発生した(請求日が退職前でも退職後でも同じ)。

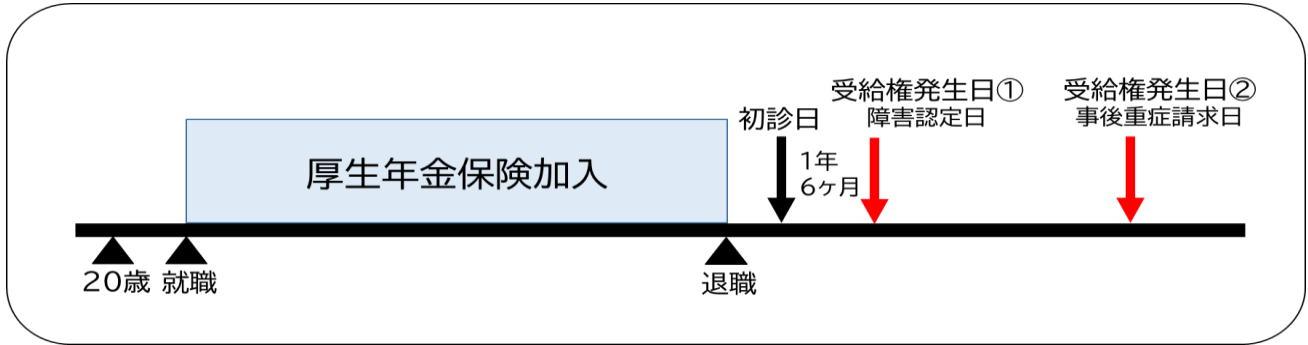
図 3: 一時的な離職期間中や転職活動期間中に初診日(ケース C)



D) 退職後に初診日

- ① 退職後に初診日があり、障害認定日に受給権が発生した。
- ② 退職後に初診日があり、障害認定日に受給権が発生しなかったが、事故重症請求日に受給権が発生した。

図 4:退職後に初診日(ケース D)



(2) 分析対象となるケース

A から D の 4 ケースとも、厚生年金保険料の納付記録を有する障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)が生じるケースであり、その点では共通している。その一方で、A と B のケースは初診日前に厚生年金保険料を納付しておらず、初診日「後」に厚生年金保険料を納付したケースであるのに対し、C と D のケースは保険事故発生日である初診日「前」に厚生年金保険料を納付していたケースとなる。

本稿では、初診日前に厚生年金保険料を納付していた C や D のケースがどのぐらい存在するのか、そのなかでも特に厚生年金保険料の納付記録が短期間とはいえないケースがどのぐらい存在するのか推計を試みる。

ただし、今回提供された匿名年金情報には、初診日に関する変数が含まれていないため、C や D に該当するサンプルを識別することができない。

そこで、まず「基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年である」という条件で、なるべく C や D のケースに近似可能なサンプルに絞り込むこととする。事後重症請求を除けば、原則として、受給権発生日より 1 年 6 か月前に初診日があるので、この条件により抽出されているのは、原則として、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)でデータ取得時点より 1 年 6 か月前から 2 年 6 か月前に初診日があるサンプルないしデータ取得時点より 1 年 6 か月前から 3 年 6 か月前に初診日があるサンプルとなる。これらのサンプルのうち、初診日から受給権発生までの間に、初めて厚生年金保険料を納付し始めるサンプルはかなり限られるとみなして差支えないであろう。

また「厚生年金保険料の納付期間が一定期間(例えば 5 年以上)あること」という条件をさらに加えるならば、初診日からデータ取得時点までの期間より、納付期間の方が明らかに長いため、仮に初診日後の厚生年金保険料納付があったとしても、少なくとも初診日前に厚生年金保険に加入していた期間が存在するサンプルとなる。

以上のように、サンプルを絞る条件を 1 つないし 2 つ課すことにより、B の②(事後重症請求)に該当するサンプルが一部混じる可能性を完全に排除できないにせよ、(A や B に該当する)初診日前に厚生年金保険料を納付していない(初診日後にのみ厚生年金保険料を納付している)サンプルを基本的に除外することができ

る。

(3) 分析対象となるサンプル

匿名年金情報(受給権者データ)は、2015～2020 年度までの 6 時点分あり、各時点 46～47 万が抽出³されており、サンプルサイズは 278 万である。

ここから分析対象となるサンプルを以下の方法で抽出した。

表 1 のように障害年金の受給権者に関するデータは、6 つの年金種別と 10 のファイル番号で、各制度で受給権のあるサンプルを識別できるようになっている。

表 1:年金種別とファイル番号

年金種別	内容	ファイル番号									
		1	2	3	6	7	8	10	11	12	13
		新法 (基礎 + 上乘)	新法 (基礎のみ)	新法 (上乘のみ)	新法 (短期)	旧法 (厚年)	旧法 (船保)	新法 (三共済)	新法 (農林共済)	旧法 (三共済)	旧法 (農林共済)
障害	3	旧厚年	障害年金				3,712				
		旧船保	障害年金					71			
		旧共済	障害共済年金							53	69
	6	旧短期	障害年金			2,937					
	13	新法	障害基礎年金・障害厚生年金	19,326	2,929	13,785					
		新共済	障害共済年金						53	131	
	26	新短期	障害基礎年金 (障害福祉年金裁定替え)			17,741					
	53	新短期	障害基礎年金			32,590					
63	新短期	障害基礎年金 (20 歳前)			48,391						

この中、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)は、年金種別 53「新短期:障害基礎年金」かつファイル番号 6「新法:短期」のサンプルとなる。6 時点合計で 3 万 3 千サンプルが該当する。なおファイル番号 6 の「短期」とは、匿名年金情報と共に提供された資料によれば、旧法においては「老齢給付以外の国民年金において規定される給付」を指し、新法においては「旧法における定義に相当する給付[具体的には、同一事由の厚生年金を発生しない事由における障害基礎年金(1号・3号・任意加入期間中における障害または 20

³ 説明資料によれば、受給権者 ID 番号(基礎年金番号をハッシュ化したものであり本物ではない)順にソートした上で、ある開始番号から 100 人間隔で抽出(100 分の 1 抽出)が行われている。なお一人で複数の受給権(複数のレコード)を持つ場合に、一方は抽出されるが、もう一方は抽出されない、ということが起こらないよう、抽出前に、いったん基礎年金番号が同じものを一行に繋いだデータが先に作成され、そこから上記抽出作業が行われているとのことである。

歳前の障害によるもの及び新法において障害基礎年金に裁定替えされた旧法の障害福祉年金が該当する。)および遺族基礎年金(2号期間を持たない被保険者等の死亡によるもの。)並びに寡婦年金」を指す。

また比較対象サンプルは、年金種別 13「新法:障害基礎年金・障害厚生年金」かつファイル番号 1「新法:基礎+上乘せ」である。6年度合計で1万9千サンプルが該当する。すなわち、この比較対象サンプルにより、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較が行える。

なお匿名年金情報(受給権者データ)には、重複 ID が存在する。重複 ID があるサンプルは全データの27%を占め、重複 ID の出現回数は2回がほとんどで全データの25%を占める(附表1参照)。

ただし、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)である、年金種別 53「新短期:障害基礎年金」かつファイル番号 6「新法:短期」に限定すると、重複 ID のあるサンプルは34%を占め、やや高い。同様に、比較対象とした、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)である、年金種別 13「新法:障害基礎年金・障害厚生年金」かつファイル番号 1「新法:基礎+上乘せ」に限定すると、重複 ID のあるサンプルは34%を占め、こちらもやや高い(附表2参照)。

重複 ID は老齢年金の受給権があることによるものがほとんどである⁴。本編では重複 ID のあるサンプルを含む結果を示したが、重複 ID を除く場合の対応する推計結果も参考までに附表として本稿末に全て示した。重複 ID を含むといっても、障害年金以外の受給権データを含めている訳ではなく、障害年金のみの受給権者データであることに変わりはない。

(3) 分析方法

分析方法であるが、上述のとおり、まず障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)から基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年であるサンプルに限定した上で、厚生年金保険料の納付状況の分布を観察する。その納付状況については、納付期間だけではなく、上述の厚生年金保険料納付率(厚年納付率)という指標も用いる。厚年納付率とは、20歳以降の期間のうち厚生年金保険料の納付した期間の割合として定義している。

さらに特定の疾患により、年齢や厚生年金保険料の納付状況が同じにも関わらず、障害厚生年金の受給状況が異なるかどうか確認するため、計量経済学的手法を用い、基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近1年ないし2年であるケースに限定して、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行う。

⁴ どの制度の受給権と重複しているのかについてはであるが、ほとんどが老齢年金の受給権との重複である。障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)かつ重複 ID のあるサンプルを100%とした場合、年金種別 11「新法:老齢基礎年金・老齢厚生年金」が95%を占め、さらにファイル番号でその内訳をみるとファイル番号 1「新法(基礎+上乘せ)」が68%、ファイル番号 2「新法(基礎のみ)」が12%、ファイル番号 5「新法(独自のみ)」が15%となっている。同様に、比較対象とした、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)かつ重複 ID のあるサンプルを100%とした場合、年金種別 11「新法:老齢基礎年金・老齢厚生年金」が97%を占め、さらにファイル番号でその内訳をみるとファイル番号 1「新法(基礎+上乘せ)」が79%、ファイル番号 5「新法(独自のみ)」が18%となっている。

3. 分析結果

(1) サンプルサイズの確認

障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)から基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年であるサンプルに限定した場合、6 時点でどれほどのサンプルサイズが確保できるかを確認したのが表 2 である。直近 1 年で限定した場合、6 時点で 859 サンプルが確保できるが、各年度別だと 131～150 サンプル前後となり、さらに細かく分類する場合にはサンプルサイズはやや小さい。一方、直近 2 年で限定した場合、6 時点で 2,041 サンプルが確保でき、各年度別でも 309～375 サンプル前後となり、細かく分類する場合でも一定程度のサンプルサイズが確保可能である⁵。

表 2: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の受給権発生日期間別の N

受給権発 生後	調査年						Total
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
1年超	5,138	5,164	5,341	5,243	5,490	5,355	31,731
1年以下	148	144	146	131	150	140	859
Total	5,286	5,308	5,487	5,374	5,640	5,495	32,590

受給権発 生後	調査年						Total
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
2年超	4,911	4,970	5,138	5,065	5,286	5,179	30,549
2年以下	375	338	349	309	354	316	2,041
Total	5,286	5,308	5,487	5,374	5,640	5,495	32,590

(2) 厚生年金保険料納付期間の分布

障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)のうち、基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年であるサンプルについて、厚生年金保険料納付済期間の分布を 6 時点について示したのが表 3 である⁶。

厚生年金保険料の納付済期間が 5 年以上ある割合は、基礎年金の受給権発生日 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後である。同じく 20 年以上ある割合は時点間で 6～11%と相違はあるが、6 時点平均でみると、基礎年金の受給権発生日 1 年以下のサンプルで 7%、2 年以下のサンプルでは 9%である⁷。

⁵ 重複 ID を除く場合、直近 1 年で限定すると 6 時点で 751 サンプル、直近 2 年で限定すると 6 時点で 1,734 サンプルとなり、含む場合と比べ各々 13%、15% サンプルサイズは小さい(附表 3 参照)。

⁶ 初診日後から初めて厚生年金保険料を支払い始めた可能性のあるケースを最大限除外した上、初診日前に厚生年金保険料納付したことのある、受給権発生日 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間および厚生年金保険料納付率の分布については「補論」を参照されたい。

⁷ 重複 ID を除いた場合でも、数%ポイント低いですが、割合としてみれば、ほぼ同じ傾向である(附表 4 参照)。また、そもそも基礎年金の受給権発生日 1 年以下あるいは 2 年以下という限定をしないで(すなわち初診日前に厚生年金保険料を納付していない受給権者を相当数含む)、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)全体の厚生年金保険料納付済期間の分布をみると、6 時点間平均で、重複 ID を含む場合、中央値は 18 か月、平

表 3: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の
厚生年金保険料納付済期間の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	25.0	24.3	19.2	22.1	23.3	20.0	22.4
1か月以上5年未満	37.2	30.6	39.7	38.2	34.7	37.1	36.2
5年以上10年未満	13.5	22.9	20.6	15.3	18.7	17.9	18.2
10年以上20年未満	16.2	13.2	14.4	17.6	16.7	17.9	16.0
20年以上	8.1	9.0	6.2	6.9	6.7	7.1	7.3
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	148	144	146	131	150	140	859

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	24.0	22.2	21.5	19.7	25.4	22.2	22.6
1か月以上5年未満	34.4	34.9	39.8	37.5	33.1	38.0	36.2
5年以上10年未満	16.0	21.6	18.1	19.1	17.8	17.1	18.2
10年以上20年未満	14.4	12.7	13.8	13.9	15.5	16.1	14.4
20年以上	11.2	8.6	6.9	9.7	8.2	6.7	8.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	375	338	349	309	354	316	2,041

(3) 厚生年金保険料納付率の分布

前項と同様、20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合を「厚年納付率」と定義し、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)から基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年であるサンプルについて、その厚年納付率の分布を 6 時点について示したのが表 4 である。

厚生年金保険料の厚年納付率が 3 分の 1 以上ある割合は、6 時点平均で、基礎年金の受給権発生後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4 ~5%となっている⁸。

均値は 56 か月、25%タイル値(第 1 四分位)は 0 か月、75%タイル値(第 3 四分位)は 75 か月である。重複 ID を除くと、中央値は 10 か月、平均値は 42 か月、25%タイル値は 0 か月、75%タイル値は 59 か月となった。重複 ID のサンプルによって異なるが、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の 4 人に 1 人が 6~7 年以上、厚生年金保険料を納付していることになる(附表 5 参照)。

⁸ 前項と同様、重複 ID を除く場合では、数%ポイント低いが、割合としてみれば、ほぼ同じ傾向である(附表 6 参照)。また、そもそも基礎年金の受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下という限定をしないで(すなわち初診日前に厚生年金保険料を納付していない受給権者を相当数含む)、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)全体の厚生年金保険料の納付率の分布をみると、6 時点間平均で、重複 ID を除かない場合、中央値は 4%、平均値は 12%、25%タイル値(第 1 四分位)は 0%、75%タイル値(第 3 四分位)は 17%である。重複 ID を除くと、中央値は 3%、平均値は 11%、25%タイル値は 0%、75%タイル値は 16%となった。中央値と平均値の相

表 4: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の
 厚年納付率の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	25.0	24.3	19.2	22.1	23.3	20.0	22.4
1か月以上3分の1未満	51.4	54.9	61.0	54.2	54.7	58.6	55.8
3分の1以上 2分の1未満	10.1	5.6	11.0	11.5	12.0	10.0	10.0
2分の1以上 3分の2未満	6.8	9.7	4.1	9.9	8.0	6.4	7.5
3分の2以上	6.8	5.6	4.8	2.3	2.0	5.0	4.4
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	148	144	146	131	150	140	859

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	24.0	22.2	21.5	19.7	25.4	22.2	22.6
1か月以上3分の1未満	50.9	57.1	58.7	56.6	52.3	55.4	55.1
3分の1以上 2分の1未満	9.6	8.3	10.0	10.7	11.3	12.7	10.4
2分の1以上 3分の2未満	7.5	6.8	5.4	8.4	7.1	6.7	7.0
3分の2以上	8.0	5.6	4.3	4.5	4.0	3.2	5.0
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	375	338	349	309	354	316	2,041

(4) 障害基礎年金のみの受給権者と障害厚生年金の受給権者の属性の違い

厚生年金の保険料納付実績が一定以上ある、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)の属性と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の属性との間に差がないか、とりわけ特定の障害・傷病による差がないかを確認する。より具体的には、基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付率が 10 年以上あるいは 20 歳から現在までの納付率が 2 分の 1 以上である、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権がある者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)を比較する。それぞれについて、基本属性を比較した結果が表 5 である。

厚生年金保険料の納付実績が 10 年以上あるサンプルのなかで比較すると、障害基礎年金のみの受給権者の方が、女性比率は 15%ポイント高く、年齢は 2 歳高く、厚生年金保険料の納付済期間は 6 年短く、障害等級 1 級の割合が 6%ポイント高く、診断書コードでは肢体障害が 13%ポイント高く、傷病名コードでは脳血管疾患が 10%ポイント高い。つまりいずれの属性も統計的に有意な差が見出された。厚生年金保険料の納付率が 2 分の 1 以上あるサンプルのなかで比較しても、同様にいずれの属性でも有意な差が確認できた⁹。

違が大きいは値の大きい一部サンプルに平均値が引っ張られていることを意味する(附表 7 参照)。

⁹ 重複 ID を除いた場合、厚生年金保険料の納付実績が 10 年以上のサンプルについて、障害等級で統計的な有意差(5%水準)を確認できなかった。また、厚生年金保険料の納付率が 2 分の 1 以上あるサンプルでは、年齢および傷病名コードで有意差を確認できなかった(附表 8 参照)。

表 5: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の基本属性の比較

	厚生年金保険料納付済期間10年以上			厚生年金保険納付率2分の1以上		
	基礎のみ	基礎+上乗せ	Test	基礎のみ	基礎+上乗せ	Test
N	469 (24.1%)	1,480 (75.9%)		244 (15.8%)	1,300 (84.2%)	
性別 (被保険者)						
1 男性	287 (61.2%)	1,129 (76.3%)	<0.001	173 (70.9%)	1,030 (79.2%)	0.004
2 女性	182 (38.8%)	351 (23.7%)		71 (29.1%)	270 (20.8%)	
年齢	56.972 (6.889)	54.409 (7.526)	<0.001	54.869 (9.146)	52.819 (9.195)	0.001
厚生年金保険料納付済月数	225.853 (89.522)	294.791 (104.699)	<0.001	278.992 (92.417)	306.798 (107.996)	<0.001
障害等級						
1	107 (22.8%)	248 (16.8%)	0.011	63 (25.8%)	224 (17.2%)	0.006
2	362 (77.2%)	1,231 (83.2%)		181 (74.2%)	1,075 (82.7%)	
診断書コード						
1 永久固定 または 共済組合支給※	20 (4.3%)	44 (3.0%)	<0.001	10 (4.1%)	40 (3.1%)	<0.001
2 呼吸器疾患	0 (0.0%)	17 (1.1%)		0 (0.0%)	16 (1.2%)	
3 循環器疾患	3 (0.6%)	23 (1.6%)		4 (1.6%)	17 (1.3%)	
4 聴力・口腔	14 (3.0%)	68 (4.6%)		4 (1.6%)	56 (4.3%)	
5 眼の障害	20 (4.3%)	70 (4.7%)		6 (2.5%)	64 (4.9%)	
6 肢体障害	162 (34.5%)	317 (21.4%)		98 (40.2%)	286 (22.0%)	
7 精神障害	161 (34.3%)	589 (39.8%)		83 (34.0%)	495 (38.1%)	
8 腎・肝疾患、糖尿病	84 (17.9%)	329 (22.2%)		37 (15.2%)	304 (23.4%)	
9 血液・造血器・その他	5 (1.1%)	23 (1.6%)		2 (0.8%)	22 (1.7%)	
傷病名コード						
6 精神障害	154 (32.8%)	539 (36.4%)		79 (32.4%)	447 (34.4%)	
7 脳血管疾患	119 (25.4%)	222 (15.0%)		69 (28.3%)	199 (15.3%)	
8 眼の疾患	18 (3.8%)	58 (3.9%)		6 (2.5%)	55 (4.2%)	
9 循環器系の疾患	3 (0.6%)	35 (2.4%)		4 (1.6%)	28 (2.2%)	
11 脊柱の外傷	5 (1.1%)	22 (1.5%)	<0.001	4 (1.6%)	22 (1.7%)	<0.001
12 上肢の外傷	2 (0.4%)	7 (0.5%)		1 (0.4%)	10 (0.8%)	
13 下肢の外傷	3 (0.6%)	5 (0.3%)		1 (0.4%)	6 (0.5%)	
14 その他の外傷	2 (0.4%)	21 (1.4%)		2 (0.8%)	17 (1.3%)	
16 耳の疾患	2 (0.4%)	18 (1.2%)		1 (0.4%)	13 (1.0%)	
17 脊柱の疾患	12 (2.6%)	10 (0.7%)		7 (2.9%)	9 (0.7%)	
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	4 (0.9%)	12 (0.8%)		2 (0.8%)	7 (0.5%)	
19 中枢神経の疾患	32 (6.8%)	73 (4.9%)		17 (7.0%)	70 (5.4%)	
20 呼吸器の疾患	0 (0.0%)	13 (0.9%)		0 (0.0%)	12 (0.9%)	
21 腎疾患	52 (11.1%)	154 (10.4%)		25 (10.2%)	145 (11.2%)	
22 肝疾患	1 (0.2%)	9 (0.6%)		1 (0.4%)	8 (0.6%)	
23 消化器系の疾患	0 (0.0%)	2 (0.1%)		0 (0.0%)	2 (0.2%)	
24 血液、造血器の疾患	1 (0.2%)	0 (0.0%)				
25 糖尿病	38 (8.1%)	177 (12.0%)		15 (6.1%)	160 (12.3%)	
26 新生物	10 (2.1%)	60 (4.1%)		3 (1.2%)	53 (4.1%)	
27 その他	11 (2.3%)	43 (2.9%)		7 (2.9%)	37 (2.8%)	

注: 年齢と納付済月数(厚年)の括弧内の数値は標準偏差を示す。

さらに各属性を統御し、厚生年金の保険料納付実績が一定以上ある、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の属性と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の属性との間に差がないか、計量経済学的手法を用いて検討する。

被説明変数は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権がある場合(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)を1、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)を0とおく二値変数であり、説明変数は、性別、年齢、厚生年金保険料の納付済期間(月数)、診断書コードである。推計はLogit Modelで行う。

基礎年金の受給権発生日が直近2年以下の障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権がある場合(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)と障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のサンプルを用いるが、推計する際、厚生年金保険料の納付実績でさらに限定したサブサンプルを用いる。具体的には厚生年金保険料の納付期間が5年以上、10年以上、20年以上という三つのサブサンプルと、20歳以降からの厚年納付率が3分の1以上、2分の1以上、3分の2以上の三つのサブサンプルを用いる。

推計結果は表6に示した。各変数の値は障害厚生年金の受給権者となる確率に対する限界効果を表す。また、対応する記述統計量については附表9に示した。

納付実績の閾値(5年以上、3分の1以上等)によるが、障害厚生年金の受給権者となる確率は、年齢が1歳高くなるごとに2%前後低くなり、厚生年金保険料納付月数1か月長くなるごとに0.2%高くなる。

また厚生年金保険料の納付実績が5年以上、10年以上、3分の1以上、2分の1以上で、診断書コードが精神障害である場合、肢体障害と比較し、障害厚生年金の受給権者となる確率は相対的に12~16%高い。聴力・口腔や眼の障害の場合も、肢体障害と比較し、15~23%高い。逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者が障害基礎年金のみの受給権者になってしまう確率が精神障害よりも相対的に高いことを意味する。

さらに年度ダミーに注目すると、2015年度と比較して、2017~2020年度は障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に7~11%高い。2016年度については2015年度との統計的な有意差を確認できなかった。

表 6: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害
 厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model
 推定(dy/dx)、「診断コード」に基づく説明変数]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.00923 (0.487)	-0.0301+ (0.0914)	-0.0152 (0.453)	-0.0103 (0.696)	-0.00799 (0.680)	-0.00991 (0.645)	-0.00756 (0.768)
年齢	-0.00991** (0)	-0.0151** (0)	-0.0165** (0)	-0.0190** (0)	-0.0157** (0)	-0.0192** (0)	-0.0218** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00221** (0)	0.00183** (0)	0.00169** (0)	0.00150** (0)	0.00182** (0)	0.00185** (0)	0.00180** (0)
永久固定 または 共済組合支給※	0.125* (0.0106)	0.0962+ (0.0776)	0.0904+ (0.0987)	0.103+ (0.0635)	0.0962+ (0.0836)	0.0961+ (0.0550)	0.0933* (0.0318)
呼吸器疾患	0.202** (0.00488)	0.270** (2.77e-05)					
循環器疾患	0.181** (0.00828)	0.142* (0.0378)	0.227** (0.00348)	0.179** (0.00888)	0.165* (0.0460)	0.0498 (0.552)	0.108+ (0.0653)
聴力・口腔	0.209** (1.41e-05)	0.228** (3.73e-07)	0.185** (1.01e-05)	0.161** (0.000153)	0.203** (1.18e-06)	0.178** (6.64e-06)	0.126** (0.000190)
眼の障害 眼・聴力・口腔	0.135** (0.000222)	0.155** (8.83e-05)	0.145** (0.000348)	0.208** (2.07e-10)	0.171** (4.92e-05)	0.168** (5.62e-05)	0.141** (8.91e-06)
精神障害	0.143** (0)	0.149** (0)	0.146** (1.63e-09)	0.110** (0.000154)	0.156** (6.12e-10)	0.116** (6.26e-06)	0.0668* (0.0130)
腎・肝疾患、糖尿病 内科疾患	0.0819** (0.000411)	0.105** (8.35e-05)	0.114** (2.70e-05)	0.147** (8.10e-08)	0.137** (1.51e-06)	0.141** (1.54e-07)	0.116** (1.49e-06)
血液・造血器・その他 その他の障害	0.152** (0.00369)	0.145* (0.0300)	0.131+ (0.0623)	0.188** (0.00150)	0.182** (0.00936)	0.170** (0.00447)	
2016年	0.0209 (0.351)	0.0184 (0.535)	0.0401 (0.242)	0.0549 (0.162)	0.0405 (0.225)	0.0353 (0.319)	0.0327 (0.361)
2017年	0.0807** (0.000213)	0.101** (0.000359)	0.0942** (0.00273)	0.110** (0.00162)	0.0982** (0.00122)	0.107** (0.000645)	0.0770* (0.0131)
2018年	0.0922** (2.62e-05)	0.0966** (0.000646)	0.102** (0.00100)	0.0927** (0.00946)	0.0962** (0.00147)	0.0907** (0.00359)	0.0772* (0.0159)
2019年	0.0597** (0.00583)	0.0663* (0.0187)	0.0705* (0.0254)	0.0984** (0.00546)	0.0740* (0.0152)	0.109** (0.000356)	0.0935** (0.00264)
2020年	0.0787** (0.000438)	0.0831** (0.00443)	0.0894** (0.00570)	0.122** (0.000831)	0.0816** (0.00955)	0.113** (0.000476)	0.0977** (0.00235)
N	4,107	2,638	1,932	1,118	2,064	1,528	1,035
pseudo R-squared	0.311	0.226	0.200	0.206	0.148	0.163	0.190
log likelihood	-1961	-1278	-856.1	-385.2	-928.9	-561.5	-269.8

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。基準カテゴリーは男性、肢体障害、2015 年度。

傷病名コードでみると、肢体障害の半数は脳血管疾患である(附表 10 参照)。そこで別途、診断コードの代わりに傷病名コードを説明変数とした推計結果が表 7 である。対応する記述統計量については附表 11 に示し

た¹⁰。傷病名コードの基準カテゴリーは糖尿病である。

表 7:基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model 推定(dy/dx)、「傷病コード」に基づく説明変数]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.0136 (0.625)	0.00495 (0.868)	0.00323 (0.911)	-0.0625* (0.0463)	-0.0117 (0.685)	-0.0612* (0.0182)	-0.0696** (0.00372)
脳血管疾患	-0.145** (4.24e-06)	-0.155** (8.60e-06)	-0.165** (7.24e-07)	-0.176** (7.22e-08)	-0.187** (8.61e-08)	-0.184** (7.89e-09)	-0.125** (3.43e-06)
眼の疾患	-0.0549 (0.188)	-0.0451 (0.334)	-0.0207 (0.662)	0.0203 (0.630)	-0.0234 (0.645)	-0.0232 (0.633)	-0.00319 (0.935)
循環器系の疾患	0.0859 (0.169)	0.0512 (0.376)	0.113* (0.0480)	0.0451 (0.270)	0.0561 (0.356)	-0.0287 (0.613)	0.00263 (0.941)
脊柱の外傷	0.0249 (0.744)	-0.00595 (0.947)	-0.0286 (0.765)	-0.192* (0.0311)	-0.0525 (0.532)	-0.115 (0.132)	-0.186* (0.0122)
上肢の外傷	0.109 (0.236)	-0.000359 (0.997)	-0.0465 (0.733)	-0.200 (0.256)	0.00742 (0.943)	-0.0718 (0.545)	-0.0924 (0.368)
下肢の外傷	-0.183 (0.109)	-0.295** (0.00977)	-0.288* (0.0166)	-0.197 (0.202)	-0.251* (0.0488)	-0.179 (0.230)	-0.115 (0.236)
その他の外傷	0.119 (0.104)	0.108 (0.205)	0.0856 (0.337)		0.0979 (0.143)	-0.0875 (0.377)	-0.165 (0.155)
耳の疾患	0.197* (0.0249)	0.182** (0.00739)	0.131* (0.0490)	-0.00433 (0.949)	0.0911 (0.145)	0.0162 (0.772)	
脊柱の疾患	-0.182* (0.0113)	-0.269** (0.000569)	-0.257** (0.000902)	-0.216** (0.00416)	-0.302** (0.000303)	-0.250** (0.00209)	-0.0237 (0.599)
関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	-0.0423 (0.517)	0.0134 (0.856)	0.0281 (0.732)	-0.0151 (0.894)	0.0172 (0.853)	-0.0713 (0.413)	
中枢神経の疾患	-0.110** (0.00627)	-0.124** (0.00741)	-0.120* (0.0130)	-0.119* (0.0146)	-0.121* (0.0170)	-0.126** (0.00771)	-0.0925* (0.0255)
呼吸器の疾患	0.221** (0.00840)	0.209** (0.000157)					
腎疾患	-0.0981** (0.00361)	-0.0919* (0.0161)	-0.0824* (0.0270)	-0.0558 (0.104)	-0.0854* (0.0277)	-0.0798* (0.0203)	-0.0398 (0.151)
肝疾患	0.204 (0.178)	0.0888 (0.565)	0.0751 (0.529)	0.0205 (0.814)	0.0688 (0.536)	-0.00699 (0.939)	
新生物	0.0470 (0.304)	0.0349 (0.458)	0.0535 (0.240)	0.00121 (0.979)	0.0659 (0.143)	0.0256 (0.484)	0.00586 (0.835)
その他	-0.0462 (0.301)	-0.0612 (0.270)	-0.0150 (0.804)	-0.0484 (0.481)	-0.0338 (0.580)	-0.0971 (0.104)	-0.0807 (0.199)
N	4,096	2,633	1,933	1,107	2,065	1,530	1,031
pseudo R-squared	0.317	0.234	0.214	0.211	0.159	0.169	0.198
log likelihood	-1940	-1263	-840.9	-381.3	-917.3	-557.9	-267

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。傷病名コード以外に、表 6 と同様、性別、年齢、厚生年金保険料納付済月数、調査年度ダミーで統御。基準となる傷病名コードは糖尿病である。

¹⁰ 対応する重複 ID を除く推計結果とその記述統計量は附表 14 と 15 に示した。

この推計結果に基づくと、脳血管疾患である場合、障害厚生年金の受給権者となる確率は、糖尿病と比較して、13～19%低い。同確率は、脊柱の疾患では(ただし3分の2以上を除く)22～30%低く、中枢神経の疾患で9～13%低かった。一方で、同確率は、精神障害である場合には、一定の納付実績以上の場合のみ(具体的には20年以上、2分の1・3分の2以上)有意差があり、6～7%低かった¹¹。

さらに診断名コードや傷病名コードと関連の高い障害等級の変数を、これらのコードの代わりに説明変数として投入した推計結果が表8である。対応する記述統計量については、附表16に示した。この推計結果に基づくと、障害等級1級である場合、障害厚生年金の受給権者となる確率は、障害等級2級と比較して、6～7%低い¹²。

表8:基礎年金の受給権発生日が直近2年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が3級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model 推定(dy/dx)、「障害等級」に基づく説明変数]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.00567 (0.667)	-0.0273 (0.124)	-0.0159 (0.430)	-0.0165 (0.530)	-0.00666 (0.727)	-0.0137 (0.519)	-0.00583 (0.815)
年齢	-0.0106** (0)	-0.0159** (0)	-0.0170** (0)	-0.0189** (0)	-0.0161** (0)	-0.0191** (0)	-0.0220** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00218** (0)	0.00180** (0)	0.00163** (0)	0.00144** (0)	0.00176** (0)	0.00180** (0)	0.00184** (0)
障害等級1級	-0.0948** (2.65e-07)	-0.0671** (0.00278)	-0.0641** (0.00689)	-0.0651** (0.00927)	-0.0704** (0.00449)	-0.0607* (0.0115)	-0.0638** (0.00892)
2016年	0.0272 (0.227)	0.0283 (0.346)	0.0495 (0.155)	0.0690+ (0.0868)	0.0488 (0.149)	0.0544 (0.131)	0.0418 (0.247)
2017年	0.0831** (0.000163)	0.106** (0.000243)	0.0951** (0.00311)	0.108** (0.00315)	0.101** (0.00109)	0.113** (0.000480)	0.0816** (0.00990)
2018年	0.0952** (1.61e-05)	0.104** (0.000265)	0.107** (0.000684)	0.0966** (0.00868)	0.0982** (0.00129)	0.101** (0.00160)	0.0884** (0.00527)
2019年	0.0637** (0.00315)	0.0734** (0.00940)	0.0753* (0.0170)	0.0932* (0.0102)	0.0788* (0.0101)	0.114** (0.000261)	0.0918** (0.00338)
2020年	0.0827** (0.000201)	0.0913** (0.00175)	0.0948** (0.00327)	0.127** (0.000659)	0.0879** (0.00509)	0.121** (0.000209)	0.102** (0.00139)
N	4,106	2,637	1,948	1,132	2,080	1,543	1,060
pseudo R-squared	0.302	0.210	0.181	0.162	0.128	0.135	0.158
log likelihood	-1986	-1304	-881	-408.5	-953.7	-582.8	-282.6

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値はp値を示す。基準カテゴリーは男性、障害等級2級、2015年度。

4. おわりに

本稿では、厚生年金保険料の納付が障害厚生年金に結びつかないケースの実態を明らかにすべく、年金

¹¹ 肢体障害のうち、脳血管疾患は半数、中枢神経の疾患が2割、脊柱の疾患が5%を占める(附表10参照)。

¹² 対応する重複IDを除く推計結果とその記述統計量は附表17と18に示した。

局から提供された受給権者に関する「匿名年金情報(2015～2020 年度の 6 時点分)」を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)を抽出した上、厚生年金保険料の納付記録を一定年数以上有している者の割合を、いくつかの閾値を設定した上で推計した。さらに、計量経済学的手法を用い、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)との比較を行った。なお、今回は、初診日前に厚生年金保険料を納付していたケースに焦点を当てるために、分析の対象を「障害基礎年金の受給権発生日が受給権者データの取得時点の直近 1 年ないし 2 年である」サンプルに絞り込んでいる¹³。主な知見として 4 点挙げられる。

第一に、障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)のうち、厚生年金保険料の納付済期間が 5 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生日後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 4 割前後、10 年以上ある割合は 2 割前後であった。同じく 20 年以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生日後 1 年以下のサンプルで 7%、2 年以下のサンプルで 9%であった。

第二に、障害基礎年金のみの受給権者(20 歳前傷病による障害基礎年金を除く第 30 条の 4 を除く)のうち、厚年納付率(20 歳以降の期間のうち厚生年金保険料を納付した期間の割合)が 3 分の 1 以上ある割合は、障害基礎年金の受給権発生日後 1 年以下のサンプルでも 2 年以下のサンプルでも 2 割、2 分の 1 以上ある割合は 1 割、3 分の 2 以上ある割合は 4～5%であった。

第三に、一定以上の厚生年金保険料納付実績がある場合、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権も有する確率は、年齢が 1 歳高くなるごとに 2%前後低く、厚生年金保険料納付月数 1 か月長くなるごとに 0.2%高く、肢体障害と比較して、精神障害、聴力・口腔、眼の障害等で 10～20%高く、障害等級 2 級と比較して、障害等級 1 級で 6～7%低かった逆にいえば、さまざまな属性を統御すると、肢体障害者、脳血管疾患、中枢神経の疾患、脊柱の疾患、障害等級 1 級で障害基礎年金のみの受給権者となる確率が相対的に高かった。

第四に、2015 年度と比較して、2017～2020 年度は、障害基礎年金だけではなく障害厚生年金の受給権者となる確率が統計的に有意に 7～11%高かった。2016 年度については 2015 年度との統計的な有意差を確認できなかった。

これらの結果を解釈すれば、以下の可能性を指摘できる。年齢が高くなるにつれ、正規雇用から自営業あるいは非正規雇用への就業形態の転換または退職により、厚生年金保険の適用から外れるがゆえ、障害厚生年金の受給確率は下がっていく可能性がある。とりわけ、脳血管疾患、中枢神経や脊柱の疾患など、重い障害等級(=障害等級 1 級)となる傷病は、年齢が高いほど発症率が高くなると同時に、厚生年金の適用から外れる確率も高くなるため、冒頭で指摘した初診日の問題で、障害基礎年金しか受給できなくなるリスクは年齢とともに増大していく可能性がある。事実、2015 年度と比較して相対的に 2017 年度以降に障害厚生年金の受給確率が高くなったのは、2016 年 10 月以降の厚生年金の適用拡大により、非正規雇用として働く多くの高齢者が厚生年金の適用対象となったことと関係している可能性を指摘できる。この可能性をより厳密に検証することは、本稿の残された課題である。

本稿の結果に基づけば、受給権発生日後 1 年ないしは 2 年の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を

¹³ ただし、この絞り込みだけでは、初診日後のみに厚生年金保険料を納付していたサンプルが一部混じる可能性を完全には排除できない。

除く)であっても、厚生年金保険料の納付記録を有する者が少なくない。10年以上あるいは20年以上の長期の納付記録を有する者も、2割前後あるいは1割弱存在すると推測される。このようなケースを減らすためには、上で述べたような可能性から、厚生年金保険の更なる適用拡大が有効であると考えられる。その一方で、本研究だけでは、障害厚生年金の被保険者要件(初診日要件)を見直すことの是非を判断することはできない。しかし、過去に厚生年金保険料を納付していても、障害厚生年金の受給に結びつかないケースが少なくないという本稿の推計結果に基づけば、被保険者要件(初診日要件)について、それを柔軟化する方向での見直しを検討する余地はあるものと考えられる。

最後に、本稿の留保を述べれば、以下のとおりである。匿名年金情報では、各受給権者が受給権を有する年金の種類、受給権発生日、厚生年金保険料の納付期間などは確認できるが、初診日、厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認することができない。そのため、被保険者資格喪失日から初診日までの期間や、初診日時点での厚生年金保険料の納付期間を把握することができない。把握できるのは、あくまでも、障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)のうち、厚生年金保険料の納付期間を有する者がどのくらい存在するのか、また、その納付期間の月数がどのくらいなのかだけである。この点について結果解釈の際には留意が必要である。

(補論) 初診日前に厚生年金保険料を納めたことのある障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)の厚生年金保険料の納付状況の推定結果

政策的関心によっては、厚生年金保険料を納付していない場合を含めての納付状況の情報が重要な場合もあれば、厚生年金保険料を少しでも納付した場合の納付状況の情報が重要な場合もあるかもしれない。

そこで補論では、後者の状況(前者についてはすでに本論の表3および表4で示したとおり)について推計する。具体的には、初診日後から初めて厚生年金保険料を納付し始めた可能性があるケースを最大限除外した上、推定される初診日前(=受給権発生日より18か月前)に厚生年金保険料納付したことのある、受給権発生後1年以下あるいは2年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第30条の4を除く)について、その厚生年金保険料納付状況の分布を推計する。納付状況は、本論の表3と表4と同じカテゴリーで分類する。

本論でも述べたように匿名年金情報では初診日情報や厚生年金保険の被保険者資格取得日や資格喪失日を確認できないため、本推計では、初診日は受給資格期間の18か月前であると機械的に仮定し、事後重症のケースは考えないものとする。その上で以下の手順で推計する。

- (1) 障害基礎年金のみ受給権発生日1年あるいは2年以下のサンプルに限定(本論の分析と同じ)。
- (2) データ取得時点(年度末月)と受給権発生日(最小0か月、最大12か月あるいは最大24か月)までの月数に定数18か月(=機械的に仮定された初診日から受給権発生までの月数)を加えた月数(A)を計算。
- (3) 厚生年金保険納付月数がA以下となるサンプルを除いた上で、厚生年金保険料の納付状況を推計。

この推計の問題点は、例えば受給権発生日がデータ取得月とちょうど同じであったとしても、少なくとも18か月以上の厚生年金保険料納付期間がなければ、初診日後に厚生年金保険料を納めた可能性を完全には排除できないため、自動的に除かれることである。その中には、実際には、初診日前に厚生年金保険料を納付しているサンプルも当然含まれることになる。上記手順で除外されるサンプルは、厚生年金保険料納付月数が0

であるサンプルが 2 割、(機械的に仮定された)初診日後からデータ取得月までの期間が厚生年金保険料の納付期間より長いサンプルが 2 割、計 4 割となり、少なくない割合である。

推計結果は表 9 および表 10 のとおりである。

表 9:受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)かつ機械的に仮定された初診日前に厚生年金保険料納付期間がある場合の厚生年金保険料納付済期間の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1か月以上5年未満	30.9	25.3	28.6	29.7	26.7	36.2	29.6
5年以上10年未満	24.7	37.9	35.7	27.0	32.6	26.6	30.8
10年以上20年未満	29.6	21.8	25.0	31.1	29.1	26.6	27.1
20年以上	14.8	14.9	10.7	12.2	11.6	10.6	12.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	81	87	84	74	86	94	506

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

納付済期間月数 (厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	24.0	22.2	21.5	19.7	25.4	22.2	22.6
1か月以上5年未満	34.4	34.9	39.8	37.5	33.1	38.0	36.2
5年以上10年未満	16.0	21.6	18.1	19.1	17.8	17.1	18.2
10年以上20年未満	14.4	12.7	13.8	13.9	15.5	16.1	14.4
20年以上	11.2	8.6	6.9	9.7	8.2	6.7	8.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	375	338	349	309	354	316	2,041

表 10: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)かつ
機械的に仮定された初診日前に厚生年金保険料納付期間がある場合の厚年納付率の分布

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

(年齢-20年)に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1か月以上3分の1未満	56.8	65.5	66.7	58.1	61.6	68.1	63.0
3分の1以上2分の1未満	18.5	9.2	17.9	20.3	20.9	14.9	16.8
2分の1以上3分の2未満	12.4	16.1	7.1	17.6	14.0	9.6	12.7
3分の2以上	12.4	9.2	8.3	4.1	3.5	7.5	7.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	81	87	84	74	86	94	506

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

(年齢-20年)に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1か月以上3分の1未満	53.5	63.5	63.6	58.6	58.4	62.6	60.0
3分の1以上2分の1未満	17.8	14.6	18.2	18.4	20.5	20.9	18.4
2分の1以上3分の2未満	13.9	12.0	10.2	14.9	13.5	11.2	12.6
3分の2以上	14.9	9.9	8.0	8.1	7.6	5.4	9.1
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	202	192	187	174	185	187	1,127

参考文献

永野仁美(2023)「独仏瑞における障害者所得保障-3か国の比較」(本報告書所収)

百瀬優(2023)「障害厚生年金の被保険者要件の見直し」(本報告書所収)

附表 1: 重複 ID のあるサンプルの比率(出現回数別)

同じ基礎番号 の出現回数	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1回	73.0	72.8	73.0	72.9	72.5	72.5	72.8
2回	24.9	25.2	25.2	25.4	25.9	26.1	25.4
3回	2.1	2.0	1.8	1.6	1.6	1.4	1.7
4回	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
5回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	459,617	459,862	467,182	466,188	464,489	465,257	2,782,595

附表 2: 同じ ID が 2 回以上出現する比率(障害年金に関わる年金種別・ファイル番号別)

年金種別	内容	ファイル番号										
		1	2	3	6	7	8	10	11	12	13	
		新法 (基礎+上乘)	新法 (基礎のみ)	新法 (上乘のみ)	新法 (短期)	旧法 (厚年)	旧法 (船保)	新法 (三共済)	新法 (農林共済)	旧法 (三共済)	旧法 (農林共済)	
障害	3	旧厚年 障害年金					60%					
		旧船保 障害年金						61%				
		旧共済 障害共済年金								57%	67%	
	6	旧短期 障害年金				49%						
	13	新法 障害基礎年金・障害厚生年金	34%	37%	49%							
		新共済 障害共済年金							94%	95%		
	26	新短期 障害基礎年金(障害福祉年金裁定替え)				31%						
	53	新短期 障害基礎年金				34%						
63	新短期 障害基礎年金(20歳前)				5%							

附表 3: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の受給権発生前期間別の N(重複 ID 除く)

受給権発 生後	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
1年超	3,436	3,378	3,501	3,422	3,574	3,525	20,836
1年以下	128	122	118	119	137	127	751
Total	3,564	3,500	3,619	3,541	3,711	3,652	21,587

受給権発 生後	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
2年超	3,259	3,220	3,328	3,271	3,400	3,375	19,853
2年以下	305	280	291	270	311	277	1,734
Total	3,564	3,500	3,619	3,541	3,711	3,652	21,587

附表 4: 受給権発生前 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間の分布(重複 ID 除く)

(a) 基礎年金の受給権発生前が直近 1 年以下

納付済期間月数(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	28.1	27.1	22.9	23.5	25.6	22.1	24.9
1か月以上5年未満	38.3	32.0	43.2	38.7	35.8	37.0	37.4
5年以上10年未満	14.8	23.0	18.6	15.1	19.0	17.3	18.0
10年以上20年未満	12.5	10.7	11.9	16.8	15.3	16.5	14.0
20年以上	6.3	7.4	3.4	5.9	4.4	7.1	5.7
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	128	122	118	119	137	127	751

(b) 基礎年金の受給権発生前が直近 2 年以下

納付済期間月数(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	27.5	25.7	25.4	21.9	28.0	24.6	25.6
1か月以上5年未満	36.1	35.4	41.9	38.2	34.1	37.9	37.2
5年以上10年未満	16.1	20.4	16.8	20.0	17.7	16.6	17.9
10年以上20年未満	12.8	11.4	12.7	13.0	14.8	14.4	13.2
20年以上	7.5	7.1	3.1	7.0	5.5	6.5	6.1
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	305	280	291	270	311	277	1734

附表 5: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料納付済期間の分布

(a) 重複 ID 含む

	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0	16	72	53.5	83.5	0	480.0
2016	0	17	76	56.5	87.7	0	480.0
2017	0	17	74	55.7	86.1	0	480.0
2018	0	18	77	56.6	86.7	0	480.0
2019	0	19	74	55.4	84.3	0	480.0
2020	0	23	77	56.8	83.4	0	480.0
Total	0	18	75	55.8	85.3	0	480.0

(b) 重複 ID 除く

	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0	9	56	41.1	65.2	0	394.0
2016	0	10	60	41.1	64.6	0	408.0
2017	0	10	58	41.0	64.7	0	416.0
2018	0	11	60	41.9	65.1	0	433.0
2019	0	11	60	41.5	64.5	0	431.0
2020	0	13	61	42.4	63.4	0	413.0
Total	0	10	59	41.5	64.6	0	433.0

附表 6: 受給権発生後 1 年以下あるいは 2 年以下の障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の
厚生年金保険料の厚年納付率の分布(重複 ID 除く)

(a) 基礎年金の受給権発生日が直近 1 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	28.1	27.1	22.9	23.5	25.6	22.1	24.9
1か月以上3分の1未満	50.0	52.5	58.5	54.6	54.0	57.5	54.5
3分の1以上 2分の1未満	9.4	5.7	11.9	9.2	11.7	8.7	9.5
2分の1以上 3分の2未満	7.0	9.0	4.2	10.1	7.3	6.3	7.3
3分の2以上	5.5	5.7	2.5	2.5	1.5	5.5	3.9
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	128	122	118	119	137	127	751

(b) 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下

(年齢-20年) に占める 納付済期間(厚年)	調査年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	Total
0か月	27.5	25.7	25.4	21.9	28.0	24.6	25.6
1か月以上3分の1未満	49.8	53.2	57.7	57.4	51.5	53.4	53.7
3分の1以上 2分の1未満	9.5	8.9	9.6	9.6	11.6	11.6	10.2
2分の1以上 3分の2未満	6.9	6.8	4.8	8.2	5.8	7.2	6.6
3分の2以上	6.2	5.4	2.4	3.0	3.2	3.3	3.9
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	305	280	291	270	311	277	1,734

附表 7: 障害基礎年金のみの受給者(第 30 条の 4 を除く)の厚生年金保険料の厚年納付率の分布

(a) 重複 ID 含む

調査年	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0.00	0.04	0.17	0.12	0.17	0.00	0.89
2016	0.00	0.04	0.18	0.12	0.17	0.00	0.91
2017	0.00	0.04	0.18	0.12	0.17	0.00	0.92
2018	0.00	0.05	0.18	0.12	0.17	0.00	0.90
2019	0.00	0.04	0.17	0.12	0.17	0.00	0.95
2020	0.00	0.05	0.18	0.12	0.16	0.00	0.89
Total	0.00	0.04	0.17	0.12	0.17	0.00	0.95

(b) 重複 ID 除く

調査年	p25	p50	p75	平均	標準偏差	最小	最大
2015	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.89
2016	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.91
2017	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.92
2018	0.00	0.03	0.17	0.11	0.16	0.00	0.88
2019	0.00	0.03	0.16	0.11	0.15	0.00	0.95
2020	0.00	0.04	0.16	0.11	0.15	0.00	0.82
Total	0.00	0.03	0.16	0.11	0.16	0.00	0.95

附表 8:基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の基本属性の比較(重複 ID 除く)

	厚生年金保険料納付済期間10年以上			厚生年金保険納付率2分の1以上		
	基礎のみ	基礎+上乗せ	Test	基礎のみ	基礎+上乗せ	Test
N	335 (21.2%)	1,245 (78.8%)		182 (14.1%)	1,113 (85.9%)	
性別 (被保険者)						
1 男性	208 (62.1%)	955 (76.7%)	<0.001	127 (69.8%)	877 (78.8%)	0.007
2 女性	127 (37.9%)	290 (23.3%)		55 (30.2%)	236 (21.2%)	
年齢	54.209 (6.173)	52.771 (6.907)	<0.001	51.697 (8.411)	51.129 (8.718)	0.413
厚生年金保険料納付済月数	209.821 (74.704)	283.244 (100.236)	<0.001	248.885 (80.407)	291.792 (105.189)	<0.001
障害等級						
1	69 (20.6%)	198 (15.9%)	0.112	39 (21.4%)	186 (16.7%)	0.276
2	266 (79.4%)	1,046 (84.0%)		143 (78.6%)	926 (83.2%)	
診断書コード						
1 永久固定 または 共済組合支給※	11 (3.3%)	28 (2.2%)	0.012	6 (3.3%)	29 (2.6%)	0.013
2 呼吸器疾患	0 (0.0%)	11 (0.9%)		0 (0.0%)	10 (0.9%)	
3 循環器疾患	3 (0.9%)	16 (1.3%)		4 (2.2%)	11 (1.0%)	
4 聴力・口腔	11 (3.3%)	52 (4.2%)		2 (1.1%)	45 (4.0%)	
5 眼の障害	13 (3.9%)	57 (4.6%)		6 (3.3%)	55 (4.9%)	
6 肢体障害	103 (30.7%)	258 (20.7%)		60 (33.0%)	242 (21.7%)	
7 精神障害	131 (39.1%)	553 (44.4%)		73 (40.1%)	468 (42.0%)	
8 腎・肝疾患、糖尿病	58 (17.3%)	251 (20.2%)		29 (15.9%)	234 (21.0%)	
9 血液・造血管器・その他	5 (1.5%)	19 (1.5%)		2 (1.1%)	19 (1.7%)	
傷病名コード						
6 精神障害	125 (37.3%)	503 (40.4%)		68 (37.4%)	423 (38.0%)	
7 脳血管疾患	77 (23.0%)	187 (15.0%)		40 (22.0%)	173 (15.5%)	
8 眼の疾患	10 (3.0%)	48 (3.9%)		6 (3.3%)	47 (4.2%)	
9 循環器系の疾患	3 (0.9%)	23 (1.8%)		4 (2.2%)	17 (1.5%)	
11 脊柱の外傷	2 (0.6%)	20 (1.6%)	0.009	2 (1.1%)	20 (1.8%)	0.345
12 上肢の外傷	1 (0.3%)	6 (0.5%)		1 (0.5%)	9 (0.8%)	
13 下肢の外傷	2 (0.6%)	4 (0.3%)		1 (0.5%)	5 (0.4%)	
14 その他の外傷	2 (0.6%)	19 (1.5%)		2 (1.1%)	17 (1.5%)	
16 耳の疾患	1 (0.3%)	11 (0.9%)		0 (0.0%)	9 (0.8%)	
17 脊柱の疾患	6 (1.8%)	7 (0.6%)		3 (1.6%)	7 (0.6%)	
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	4 (1.2%)	7 (0.6%)		2 (1.1%)	4 (0.4%)	
19 中枢神経の疾患	20 (6.0%)	59 (4.7%)		11 (6.0%)	59 (5.3%)	
20 呼吸器の疾患	0 (0.0%)	8 (0.6%)		0 (0.0%)	7 (0.6%)	
21 腎疾患	34 (10.1%)	113 (9.1%)		20 (11.0%)	108 (9.7%)	
22 肝疾患	1 (0.3%)	7 (0.6%)		1 (0.5%)	7 (0.6%)	
23 消化器系の疾患	0 (0.0%)	2 (0.2%)		0 (0.0%)	2 (0.2%)	
24 血液、造血管器の疾患	1 (0.3%)	0 (0.0%)				
25 糖尿病	30 (9.0%)	139 (11.2%)		12 (6.6%)	126 (11.3%)	
26 新生物	6 (1.8%)	46 (3.7%)		2 (1.1%)	41 (3.7%)	
27 その他	10 (3.0%)	36 (2.9%)		7 (3.8%)	32 (2.9%)	

附表9:表6の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.547 (0.498)	0.640 (0.480)	0.726 (0.446)	0.835 (0.372)	0.720 (0.449)	0.779 (0.415)	0.853 (0.354)
女性	0.453 (0.498)	0.360 (0.480)	0.274 (0.446)	0.165 (0.372)	0.280 (0.449)	0.221 (0.415)	0.147 (0.354)
年齢	50.46 (10.88)	53.32 (8.714)	54.98 (7.462)	57.58 (5.559)	52.21 (9.708)	53.09 (9.212)	54.05 (8.606)
厚生年金保険料納付済月数	153.5 (141.6)	228.5 (123.7)	277.7 (105.4)	352.2 (71.11)	261.9 (117.3)	302.0 (106.2)	340.4 (95.42)
永久固定 または 共済組合支給※	0.0256 (0.158)	0.0284 (0.166)	0.0331 (0.179)	0.0331 (0.179)	0.0300 (0.171)	0.0327 (0.178)	0.0329 (0.178)
呼吸器疾患	0.00609 (0.0778)	0.00796 (0.0889)					
循環器疾患	0.0105 (0.102)	0.0140 (0.118)	0.0135 (0.115)	0.0161 (0.126)	0.0126 (0.112)	0.0137 (0.116)	0.0155 (0.123)
聴力・口腔	0.0258 (0.159)	0.0349 (0.183)	0.0424 (0.202)	0.0465 (0.211)	0.0383 (0.192)	0.0393 (0.194)	0.0483 (0.215)
眼の障害	0.0338 (0.181)	0.0413 (0.199)	0.0466 (0.211)	0.0519 (0.222)	0.0436 (0.204)	0.0458 (0.209)	0.0483 (0.215)
肢体障害	0.208 (0.406)	0.232 (0.422)	0.248 (0.432)	0.294 (0.456)	0.226 (0.419)	0.251 (0.434)	0.271 (0.444)
精神障害	0.535 (0.499)	0.452 (0.498)	0.388 (0.487)	0.283 (0.450)	0.441 (0.497)	0.378 (0.485)	0.329 (0.470)
腎・肝疾患、糖尿病	0.142 (0.349)	0.176 (0.380)	0.214 (0.410)	0.259 (0.438)	0.193 (0.395)	0.223 (0.417)	0.256 (0.437)
血液・造血管器・その他	0.0136 (0.116)	0.0140 (0.118)	0.0145 (0.120)	0.0161 (0.126)	0.0145 (0.120)	0.0157 (0.124)	
2015年	0.164 (0.371)	0.159 (0.366)	0.163 (0.370)	0.167 (0.373)	0.163 (0.370)	0.167 (0.373)	0.186 (0.389)
2016年	0.151 (0.358)	0.149 (0.356)	0.139 (0.346)	0.142 (0.349)	0.141 (0.349)	0.142 (0.349)	0.146 (0.353)
2017年	0.179 (0.384)	0.179 (0.383)	0.177 (0.381)	0.176 (0.381)	0.175 (0.380)	0.175 (0.380)	0.173 (0.378)
2018年	0.168 (0.374)	0.176 (0.381)	0.178 (0.382)	0.174 (0.380)	0.175 (0.380)	0.170 (0.375)	0.158 (0.365)
2019年	0.177 (0.381)	0.179 (0.384)	0.183 (0.387)	0.181 (0.385)	0.183 (0.386)	0.189 (0.392)	0.182 (0.386)
2020年	0.161 (0.368)	0.158 (0.365)	0.161 (0.368)	0.159 (0.366)	0.162 (0.368)	0.158 (0.365)	0.156 (0.363)
N	4,107	2,638	1,932	1,118	2,064	1,528	1,035

附表 10: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ障害基礎年金のみの受給権者(第 30 条の 4 を除く)と障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)の傷病名と診断コードのクロス集計

(a) 重複 ID 除く

傷病名コード	診断書コード									N
	1 永久固定/ 共済組合支 給	2 呼吸器疾患	3 循環器疾患	4 聴力・口腔	5 眼の障害/ 眼・聴力・ 口腔	6 肢体障害	7 精神障害	8 腎・肝疾 患、糖尿 病 /内科疾患	9 血液・造血 器・その他	
1 呼吸器系結核	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1
6 精神障害	5.5	0.0	2.9	1.3	0.9	0.3	95.6	0.0	0.0	1,990
7 脳血管疾患	19.2	0.0	0.0	54.4	3.6	49.3	1.7	0.0	0.0	418
8 眼の疾患	11.0	0.0	0.0	0.0	78.2	0.3	0.0	0.0	0.0	97
9 循環器系の疾患	2.7	0.0	94.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	40
11 脊柱の外傷	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	0.0	0.0	36
12 上肢の外傷	13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	17
13 下肢の外傷	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	8
14 その他の外傷	1.4	0.0	0.0	3.8	0.0	1.4	1.1	0.0	0.0	36
16 耳の疾患	0.0	0.0	0.0	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16
17 脊柱の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	27
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	25
19 中枢神経の疾患	1.4	11.1	0.0	12.7	0.0	18.6	1.0	0.0	0.0	154
20 呼吸器の疾患	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10
21 腎疾患	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.1	0.0	222
22 肝疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	11
23 消化器系の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	8.2	5
24 血液、造血器の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	2
25 糖尿病	16.4	0.0	0.0	0.0	14.5	0.3	0.0	46.2	0.0	237
26 新生物	6.8	16.7	0.0	7.6	1.8	3.7	0.3	0.9	69.4	84
27 その他	8.2	11.1	2.9	0.0	0.9	10.8	0.1	1.1	18.4	97
Total (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3,535
N	73	18	34	79	110	651	2,073	448	49	3,535

(b) 重複 ID 含む

傷病名コード	診断書コード									N
	1 永久固定/ 共済組合支 給	2 呼吸器疾患	3 循環器疾患	4 聴力・口腔	5 眼の障害/ 眼・聴力・ 口腔	6 肢体障害	7 精神障害	8 腎・肝疾 患、糖尿 病 /内科疾患	9 血液・造血 器・その他	
1 呼吸器系結核	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1
6 精神障害	12.4	0.0	2.3	1.9	0.7	0.4	95.4	0.0	0.0	2,117
7 脳血管疾患	16.2	0.0	0.0	48.1	2.9	50.6	1.9	0.0	0.0	545
8 眼の疾患	9.5	0.0	0.0	0.0	79.9	0.2	0.0	0.0	0.0	124
9 循環器系の疾患	1.9	0.0	95.3	0.9	0.0	1.1	0.1	0.2	0.0	56
11 脊柱の外傷	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	44
12 上肢の外傷	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	19
13 下肢の外傷	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	11
14 その他の外傷	1.0	0.0	0.0	2.8	0.0	1.3	1.0	0.0	0.0	38
16 耳の疾患	0.0	0.0	0.0	26.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28
17 脊柱の疾患	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	39
18 関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	42
19 中枢神経の疾患	4.8	8.0	0.0	12.3	0.0	18.1	1.0	0.0	0.0	196
20 呼吸器の疾患	0.0	64.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16
21 腎疾患	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.1	0.0	305
22 肝疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	14
23 消化器系の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	7.1	5
24 血液、造血器の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	3
25 糖尿病	14.3	0.0	0.0	0.0	13.7	0.2	0.0	43.5	0.0	289
26 新生物	11.4	16.0	0.0	7.5	1.4	3.3	0.3	0.9	71.4	106
27 その他	6.7	8.0	2.3	0.0	1.4	9.1	0.1	0.9	16.1	107
Total (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4,107
N	105	25	43	106	139	853	2,198	582	56	4,107

附表 11: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率 [Logit Model 推定 (dy/dx)、「診断コード」に基づく変数、重複 ID 除く]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.0124 (0.375)	-0.0369+ (0.0530)	-0.0214 (0.321)	-0.00260 (0.924)	-0.0112 (0.581)	-0.00855 (0.696)	-0.00680 (0.783)
年齢	-0.00973** (0)	-0.0148** (0)	-0.0152** (0)	-0.0171** (0)	-0.0152** (0)	-0.0189** (0)	-0.0192** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00244** (0)	0.00201** (0)	0.00183** (0)	0.00173** (0)	0.00198** (0)	0.00201** (0)	0.00176** (8.06e-11)
永久固定 または 共済組合支給※	0.0955+ (0.0857)	0.0514 (0.429)	0.0484 (0.464)	0.0818 (0.191)	0.0761 (0.256)	0.0921 (0.103)	0.0976* (0.0459)
呼吸器疾患	0.156+ (0.0703)	0.236** (0.00682)					
循環器疾患	0.137+ (0.0752)	0.0962 (0.211)	0.172+ (0.0515)	0.132+ (0.0966)	0.129 (0.167)	-0.0185 (0.852)	0.0552 (0.500)
聴力・口腔	0.190** (0.00113)	0.200** (0.000115)	0.147** (0.000894)	0.146** (0.00152)	0.174** (0.000222)	0.170** (0.000137)	0.107** (0.00548)
眼の障害 眼・聴力・口腔	0.104* (0.0135)	0.129** (0.00636)	0.114* (0.0170)	0.151** (0.000345)	0.138** (0.00614)	0.120* (0.0108)	0.114** (0.00102)
精神障害	0.138** (0)	0.147** (2.50e-09)	0.152** (7.27e-09)	0.100** (0.000612)	0.152** (2.21e-08)	0.104** (0.000123)	0.0690** (0.00905)
腎・肝疾患、糖尿病 内科疾患	0.0599* (0.0246)	0.0767* (0.0130)	0.0903** (0.00374)	0.112** (0.000195)	0.109** (0.000958)	0.107** (0.000435)	0.0927** (0.000446)
血液・造血器・その他 その他の障害	0.134* (0.0209)	0.118 (0.109)	0.0932 (0.201)	0.162** (0.000417)	0.145+ (0.0510)	0.148* (0.0107)	
2016年	0.0247 (0.311)	0.0363 (0.274)	0.0534 (0.168)	0.0378 (0.390)	0.0404 (0.268)	0.0187 (0.627)	0.00858 (0.822)
2017年	0.0858** (0.000240)	0.117** (0.000162)	0.107** (0.00184)	0.131** (0.000591)	0.109** (0.000842)	0.111** (0.000988)	0.0784* (0.0154)
2018年	0.0908** (0.000115)	0.100** (0.00122)	0.110** (0.00129)	0.0850* (0.0275)	0.101** (0.00210)	0.0826* (0.0144)	0.0693* (0.0374)
2019年	0.0589* (0.0108)	0.0800** (0.00892)	0.0912** (0.00799)	0.113** (0.00187)	0.0802* (0.0135)	0.112** (0.000540)	0.0814** (0.00990)
2020年	0.0588* (0.0144)	0.0687* (0.0329)	0.0748* (0.0378)	0.0859* (0.0347)	0.0665+ (0.0533)	0.0822* (0.0203)	0.0604+ (0.0805)
N	3,535	2,188	1,569	862	1,752	1,285	866
pseudo R-squared	0.327	0.228	0.203	0.223	0.153	0.167	0.180
log likelihood	-1649	-1024	-648.3	-249.6	-751.5	-436.6	-195.4

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。基準カテゴリーは男性、肢体障害、2015 年。

附表 12: 附表 11 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.551 (0.497)	0.646 (0.478)	0.736 (0.441)	0.847 (0.360)	0.718 (0.450)	0.775 (0.418)	0.848 (0.360)
女性	0.449 (0.497)	0.354 (0.478)	0.264 (0.441)	0.153 (0.360)	0.282 (0.450)	0.225 (0.418)	0.152 (0.360)
年齢	48.36 (10.21)	51.26 (8.029)	53.05 (6.785)	55.75 (4.855)	50.22 (9.094)	51.18 (8.673)	52.23 (8.133)
厚生年金保険料納付済月数	141.6 (134.4)	217.6 (117.6)	267.3 (99.87)	342.8 (66.81)	245.9 (113.2)	285.4 (103.0)	323.6 (93.23)
永久固定 または 共済組合支給※	0.0207 (0.142)	0.0215 (0.145)	0.0249 (0.156)	0.0255 (0.158)	0.0240 (0.153)	0.0272 (0.163)	0.0277 (0.164)
呼吸器疾患	0.00509 (0.0712)	0.00640 (0.0798)					
循環器疾患	0.00962 (0.0976)	0.0133 (0.114)	0.0121 (0.109)	0.0139 (0.117)	0.0114 (0.106)	0.0117 (0.107)	0.0115 (0.107)
聴力・口腔	0.0223 (0.148)	0.0320 (0.176)	0.0402 (0.196)	0.0452 (0.208)	0.0348 (0.183)	0.0366 (0.188)	0.0462 (0.210)
眼の障害	0.0311 (0.174)	0.0393 (0.194)	0.0446 (0.207)	0.0534 (0.225)	0.0422 (0.201)	0.0475 (0.213)	0.0508 (0.220)
肢体障害	0.184 (0.388)	0.209 (0.407)	0.230 (0.421)	0.281 (0.450)	0.207 (0.405)	0.235 (0.424)	0.262 (0.440)
精神障害	0.586 (0.493)	0.504 (0.500)	0.436 (0.496)	0.324 (0.468)	0.491 (0.500)	0.421 (0.494)	0.368 (0.483)
腎・肝疾患、糖尿病	0.127 (0.333)	0.160 (0.367)	0.197 (0.398)	0.240 (0.427)	0.174 (0.379)	0.205 (0.404)	0.233 (0.423)
血液・造血器・その他	0.0139 (0.117)	0.0146 (0.120)	0.0153 (0.123)	0.0174 (0.131)	0.0148 (0.121)	0.0163 (0.127)	
2015年	0.156 (0.363)	0.146 (0.353)	0.148 (0.355)	0.150 (0.357)	0.152 (0.359)	0.156 (0.363)	0.173 (0.379)
2016年	0.148 (0.355)	0.147 (0.354)	0.138 (0.345)	0.139 (0.346)	0.142 (0.349)	0.140 (0.347)	0.142 (0.349)
2017年	0.177 (0.382)	0.174 (0.379)	0.171 (0.377)	0.171 (0.376)	0.171 (0.377)	0.170 (0.376)	0.169 (0.375)
2018年	0.170 (0.375)	0.177 (0.382)	0.177 (0.381)	0.168 (0.374)	0.172 (0.378)	0.164 (0.371)	0.152 (0.360)
2019年	0.186 (0.389)	0.192 (0.394)	0.198 (0.399)	0.202 (0.402)	0.195 (0.396)	0.203 (0.402)	0.200 (0.400)
2020年	0.164 (0.370)	0.163 (0.370)	0.168 (0.374)	0.171 (0.376)	0.168 (0.374)	0.167 (0.373)	0.164 (0.370)
N	3,535	2,188	1,569	862	1,752	1,285	866

附表 13:表 7 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.517 (0.500)	0.428 (0.495)	0.359 (0.480)	0.254 (0.435)	0.410 (0.492)	0.344 (0.475)	0.292 (0.455)
脳血管疾患	0.133 (0.340)	0.159 (0.366)	0.176 (0.381)	0.215 (0.411)	0.157 (0.364)	0.175 (0.380)	0.199 (0.399)
眼の疾患	0.0303 (0.171)	0.0361 (0.187)	0.0393 (0.194)	0.0443 (0.206)	0.0368 (0.188)	0.0399 (0.196)	0.0417 (0.200)
循環器系の疾患	0.0137 (0.116)	0.0186 (0.135)	0.0197 (0.139)	0.0253 (0.157)	0.0184 (0.134)	0.0209 (0.143)	0.0213 (0.145)
脊柱の外傷	0.0107 (0.103)	0.0125 (0.111)	0.0140 (0.117)	0.0172 (0.130)	0.0140 (0.118)	0.0170 (0.129)	0.0175 (0.131)
上肢の外傷	0.00464 (0.0680)	0.00494 (0.0701)	0.00466 (0.0681)	0.00452 (0.0671)	0.00630 (0.0791)	0.00719 (0.0845)	0.0107 (0.103)
下肢の外傷	0.00269 (0.0518)	0.00304 (0.0550)	0.00414 (0.0642)	0.00452 (0.0671)	0.00436 (0.0659)	0.00458 (0.0675)	0.00679 (0.0822)
その他の外傷	0.00928 (0.0959)	0.0106 (0.103)	0.0119 (0.108)		0.0126 (0.112)	0.0124 (0.111)	0.0145 (0.120)
耳の疾患	0.00684 (0.0824)	0.00912 (0.0951)	0.0103 (0.101)	0.00994 (0.0992)	0.00969 (0.0980)	0.00915 (0.0952)	
脊柱の疾患	0.00952 (0.0971)	0.0103 (0.101)	0.0114 (0.106)	0.0126 (0.112)	0.0107 (0.103)	0.0105 (0.102)	0.00970 (0.0981)
関節疾患関節リウマ チ、変形性関節症等	0.0103 (0.101)	0.00949 (0.0970)	0.00828 (0.0906)	0.00542 (0.0735)	0.00678 (0.0821)	0.00588 (0.0765)	
中枢神経の疾患	0.0479 (0.213)	0.0498 (0.217)	0.0543 (0.227)	0.0696 (0.255)	0.0499 (0.218)	0.0569 (0.232)	0.0679 (0.252)
呼吸器の疾患	0.00391 (0.0624)	0.00570 (0.0753)					
腎疾患	0.0745 (0.263)	0.0893 (0.285)	0.107 (0.309)	0.129 (0.336)	0.0939 (0.292)	0.111 (0.314)	0.126 (0.332)
肝疾患	0.00342 (0.0584)	0.00380 (0.0615)	0.00517 (0.0718)	0.00813 (0.0898)	0.00484 (0.0694)	0.00588 (0.0765)	
糖尿病	0.0706 (0.256)	0.0904 (0.287)	0.111 (0.314)	0.132 (0.339)	0.103 (0.304)	0.114 (0.318)	0.126 (0.332)
新生物	0.0259 (0.159)	0.0323 (0.177)	0.0362 (0.187)	0.0397 (0.195)	0.0349 (0.183)	0.0366 (0.188)	0.0388 (0.193)
その他	0.0261 (0.160)	0.0273 (0.163)	0.0279 (0.165)	0.0289 (0.168)	0.0271 (0.162)	0.0288 (0.167)	0.0281 (0.165)
N	4,096	2,633	1,933	1,107	2,065	1,530	1,031

附表 14: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率[Logit Model 推定(dy/dx)、「傷病コード」に基づく説明変数、重複 ID 除く]

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.0393 (0.200)	0.0387 (0.236)	0.0364 (0.241)	-0.0272 (0.376)	0.0203 (0.531)	-0.0335 (0.227)	-0.0321 (0.160)
脳血管疾患	-0.107** (0.00283)	-0.109** (0.00577)	-0.126** (0.000776)	-0.110** (0.00313)	-0.144** (0.000365)	-0.136** (0.000271)	-0.0829** (0.00763)
眼の疾患	-0.0528 (0.262)	-0.0288 (0.600)	0.00169 (0.977)	0.00888 (0.864)	-0.0184 (0.763)	-0.0299 (0.580)	-0.00333 (0.942)
循環器系の疾患	0.0785 (0.303)	0.0387 (0.583)	0.0889 (0.206)	0.0261 (0.655)	0.0443 (0.559)	-0.0803 (0.317)	-0.0256 (0.677)
脊柱の外傷	0.102 (0.175)	0.0808 (0.374)	0.0972 (0.283)	-0.0913 (0.334)	0.0663 (0.437)	-0.0282 (0.706)	-0.131 (0.140)
上肢の外傷	0.171+ (0.0782)	0.0634 (0.635)	0.0125 (0.944)	-0.226 (0.233)	0.0713 (0.557)	-0.0676 (0.589)	-0.0848 (0.404)
下肢の外傷	-0.162 (0.295)	-0.312* (0.0173)	-0.311* (0.0235)	-0.231 (0.205)	-0.249 (0.114)	-0.204 (0.209)	-0.127 (0.267)
その他の外傷	0.122 (0.126)	0.0971 (0.290)	0.0514 (0.620)		0.0878 (0.281)	-0.0759 (0.435)	-0.132 (0.192)
耳の疾患	0.258* (0.0460)	0.217* (0.0158)	0.124+ (0.0771)		0.121+ (0.0765)		
脊柱の疾患	-0.0931 (0.365)	-0.206* (0.0339)	-0.214** (0.00944)	-0.0969 (0.181)	-0.280** (0.00120)	-0.176+ (0.0609)	
関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	-0.0657 (0.420)	-0.0260 (0.785)	-0.0160 (0.871)	-0.388* (0.0185)	-0.0556 (0.650)	-0.0780 (0.435)	
中枢神経の疾患	-0.0923* (0.0438)	-0.109* (0.0398)	-0.112* (0.0435)	-0.114* (0.0335)	-0.108+ (0.0660)	-0.116* (0.0335)	-0.0711 (0.108)
呼吸器の疾患	0.275* (0.0107)						
腎疾患	-0.0864* (0.0237)	-0.0835+ (0.0563)	-0.0783+ (0.0637)	-0.0331 (0.349)	-0.0774+ (0.0869)	-0.0745+ (0.0552)	-0.0183 (0.533)
肝疾患	0.262 (0.218)	0.0118 (0.945)	0.0157 (0.910)	-0.0143 (0.890)	0.00784 (0.958)	0.00484 (0.958)	
新生物	0.0774 (0.135)	0.0669 (0.214)	0.0756 (0.142)	0.0162 (0.723)	0.0861+ (0.0868)	0.0450 (0.239)	0.00179 (0.958)
その他	-0.0514 (0.288)	-0.0630 (0.306)	-0.0320 (0.636)	-0.0960 (0.186)	-0.0370 (0.599)	-0.114+ (0.0759)	-0.0802 (0.222)
N	3,525	2,174	1,569	845	1,752	1,277	859
pseudo R-squared	0.332	0.233	0.213	0.221	0.162	0.170	0.176
log likelihood	-1631	-1013	-639	-248.7	-743.5	-433.9	-195.9

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内の値は p 値を示す。傷病名コード以外に、表 6 と同様、性別、年齢、厚生年金保険料納付済月数、調査年度ダミーで統御。基準となる傷病名コードは糖尿病である。

附表 15: 附表 14 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
精神障害	0.565 (0.496)	0.477 (0.500)	0.400 (0.490)	0.290 (0.454)	0.456 (0.498)	0.384 (0.487)	0.327 (0.469)
脳血管疾患	0.119 (0.323)	0.146 (0.353)	0.168 (0.374)	0.214 (0.411)	0.146 (0.353)	0.167 (0.373)	0.197 (0.398)
眼の疾患	0.0275 (0.164)	0.0340 (0.181)	0.0370 (0.189)	0.0462 (0.210)	0.0354 (0.185)	0.0415 (0.200)	0.0431 (0.203)
循環器系の疾患	0.0113 (0.106)	0.0161 (0.126)	0.0166 (0.128)	0.0201 (0.140)	0.0154 (0.123)	0.0164 (0.127)	0.0163 (0.127)
脊柱の外傷	0.0102 (0.101)	0.0124 (0.111)	0.0140 (0.118)	0.0166 (0.128)	0.0137 (0.116)	0.0172 (0.130)	0.0163 (0.127)
上肢の外傷	0.00482 (0.0693)	0.00506 (0.0710)	0.00446 (0.0667)	0.00473 (0.0687)	0.00628 (0.0790)	0.00783 (0.0882)	0.0116 (0.107)
下肢の外傷	0.00227 (0.0476)	0.00276 (0.0525)	0.00382 (0.0617)	0.00473 (0.0687)	0.00400 (0.0631)	0.00470 (0.0684)	0.00698 (0.0833)
その他の外傷	0.0102 (0.101)	0.0120 (0.109)	0.0134 (0.115)		0.0137 (0.116)	0.0149 (0.121)	0.0175 (0.131)
耳の疾患	0.00454 (0.0672)	0.00644 (0.0800)	0.00765 (0.0871)		0.00742 (0.0858)		
脊柱の疾患	0.00766 (0.0872)	0.00690 (0.0828)	0.00829 (0.0907)	0.00947 (0.0969)	0.00799 (0.0891)	0.00783 (0.0882)	
関節疾患関節リウマチ、変形性関節症等	0.00709 (0.0839)	0.00736 (0.0855)	0.00701 (0.0835)	0.00237 (0.0486)	0.00514 (0.0715)	0.00470 (0.0684)	
中枢神経の疾患	0.0437 (0.204)	0.0460 (0.210)	0.0504 (0.219)	0.0698 (0.255)	0.0468 (0.211)	0.0548 (0.228)	0.0687 (0.253)
呼吸器の疾患	0.00284 (0.0532)						
腎疾患	0.0630 (0.243)	0.0773 (0.267)	0.0937 (0.291)	0.116 (0.320)	0.0816 (0.274)	0.100 (0.300)	0.112 (0.315)
肝疾患	0.00312 (0.0558)	0.00368 (0.0606)	0.00510 (0.0712)	0.00828 (0.0907)	0.00457 (0.0674)	0.00626 (0.0789)	
糖尿病	0.0672 (0.250)	0.0879 (0.283)	0.108 (0.310)	0.130 (0.337)	0.0965 (0.295)	0.108 (0.311)	0.120 (0.325)
新生物	0.0238 (0.153)	0.0299 (0.170)	0.0331 (0.179)	0.0367 (0.188)	0.0320 (0.176)	0.0337 (0.180)	0.0338 (0.181)
その他	0.0275 (0.164)	0.0294 (0.169)	0.0293 (0.169)	0.0308 (0.173)	0.0280 (0.165)	0.0305 (0.172)	0.0303 (0.171)
N	3,525	2,174	1,569	845	1,752	1,277	859

附表 16:表 8 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.547 (0.498)	0.640 (0.480)	0.726 (0.446)	0.835 (0.372)	0.721 (0.449)	0.779 (0.415)	0.853 (0.354)
女性	0.453 (0.498)	0.360 (0.480)	0.274 (0.446)	0.165 (0.372)	0.279 (0.449)	0.221 (0.415)	0.147 (0.354)
年齢	50.46 (10.89)	53.33 (8.715)	55.03 (7.456)	57.62 (5.554)	52.26 (9.711)	53.15 (9.215)	54.09 (8.619)
厚生年金保険料納付済 [Ⓕ]	153.5 (141.6)	228.5 (123.7)	278.3 (105.4)	352.4 (71.12)	262.6 (117.3)	302.5 (106.1)	341.1 (95.72)
障害等級 1 級	0.163 (0.369)	0.172 (0.377)	0.182 (0.386)	0.215 (0.411)	0.166 (0.372)	0.186 (0.389)	0.192 (0.394)
障害等級 2 級	0.837 (0.369)	0.828 (0.377)	0.818 (0.386)	0.785 (0.411)	0.834 (0.372)	0.814 (0.389)	0.808 (0.394)
2015年	0.164 (0.371)	0.159 (0.366)	0.163 (0.369)	0.167 (0.373)	0.163 (0.369)	0.167 (0.373)	0.184 (0.388)
2016年	0.151 (0.358)	0.149 (0.356)	0.140 (0.347)	0.144 (0.351)	0.143 (0.350)	0.144 (0.351)	0.147 (0.354)
2017年	0.179 (0.384)	0.179 (0.383)	0.177 (0.381)	0.177 (0.382)	0.175 (0.380)	0.174 (0.380)	0.175 (0.380)
2018年	0.168 (0.374)	0.176 (0.381)	0.177 (0.382)	0.174 (0.379)	0.175 (0.380)	0.169 (0.375)	0.158 (0.365)
2019年	0.177 (0.381)	0.179 (0.384)	0.181 (0.385)	0.178 (0.383)	0.181 (0.385)	0.187 (0.390)	0.178 (0.383)
2020年	0.161 (0.368)	0.159 (0.365)	0.162 (0.369)	0.160 (0.367)	0.163 (0.369)	0.159 (0.366)	0.158 (0.364)
N	4,106	2,637	1,948	1,132	2,080	1,543	1,060

附表 17: 基礎年金の受給権発生日が直近 2 年以下かつ厚生年金保険料の納付実績が一定程度ある場合に障害厚生年金の受給権者(障害の程度が 3 級である厚生年金保険のみの受給権者は除く)となる確率〔Logit Model 推定(dy/dx)、「障害等級」に基づく説明変数、重複 ID 除く〕

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
女性	-0.00795 (0.569)	-0.0309 (0.103)	-0.0193 (0.370)	-0.00704 (0.798)	-0.00790 (0.693)	-0.0113 (0.605)	-0.0101 (0.684)
年齢	-0.0105** (0)	-0.0156** (0)	-0.0155** (0)	-0.0172** (0)	-0.0155** (0)	-0.0189** (0)	-0.0188** (0)
厚生年金保険料納付済月数	0.00240** (0)	0.00196** (0)	0.00174** (0)	0.00167** (0)	0.00190** (0)	0.00195** (0)	0.00171** (0)
障害等級 1 級	-0.0910** (9.71e-06)	-0.0623* (0.0148)	-0.0654* (0.0142)	-0.0512+ (0.0560)	-0.0672* (0.0151)	-0.0498+ (0.0633)	-0.0630* (0.0165)
2016年	0.0293 (0.227)	0.0423 (0.204)	0.0566 (0.148)	0.0457 (0.311)	0.0415 (0.256)	0.0299 (0.446)	0.0129 (0.735)
2017年	0.0879** (0.000175)	0.122** (9.92e-05)	0.107** (0.00213)	0.133** (0.000792)	0.111** (0.000742)	0.118** (0.000536)	0.0810* (0.0139)
2018年	0.0939** (6.65e-05)	0.107** (0.000558)	0.111** (0.00117)	0.0825* (0.0387)	0.100** (0.00216)	0.0864* (0.0124)	0.0747* (0.0244)
2019年	0.0634** (0.00554)	0.0873** (0.00411)	0.0949** (0.00518)	0.112** (0.00272)	0.0839** (0.00939)	0.116** (0.000348)	0.0814* (0.0101)
2020年	0.0643** (0.00687)	0.0779* (0.0146)	0.0799* (0.0246)	0.0918* (0.0262)	0.0730* (0.0318)	0.0905* (0.0105)	0.0657+ (0.0539)
N	3,534	2,187	1,579	870	1,762	1,294	886
pseudo R-squared	0.319	0.213	0.182	0.189	0.137	0.147	0.159
log likelihood	-1668	-1044	-667.1	-261.4	-767.9	-448.2	-201.6

附表 18: 附表 17 の記述統計量

	(1) 納付問わず	(2) 5年以上	(3) 10年以上	(4) 20年以上	(5) 3分の1以上	(6) 2分の1以上	(7) 3分の2以上
男性	0.551 (0.497)	0.646 (0.478)	0.736 (0.441)	0.847 (0.360)	0.719 (0.450)	0.775 (0.418)	0.848 (0.360)
女性	0.449 (0.497)	0.354 (0.478)	0.264 (0.441)	0.153 (0.360)	0.281 (0.450)	0.225 (0.418)	0.152 (0.360)
年齢	48.36 (10.21)	51.26 (8.030)	53.08 (6.781)	55.78 (4.855)	50.25 (9.099)	51.21 (8.676)	52.27 (8.162)
厚生年金保険料納付済月	141.6 (134.4)	217.6 (117.6)	267.7 (99.99)	343.0 (66.87)	246.4 (113.3)	285.9 (103.1)	324.2 (93.52)
障害等級 1 級	0.144 (0.351)	0.155 (0.362)	0.169 (0.375)	0.203 (0.403)	0.152 (0.359)	0.174 (0.379)	0.188 (0.391)
障害等級 2 級	0.856 (0.351)	0.845 (0.362)	0.831 (0.375)	0.797 (0.403)	0.848 (0.359)	0.826 (0.379)	0.812 (0.391)
2015年	0.156 (0.363)	0.146 (0.354)	0.148 (0.355)	0.149 (0.357)	0.152 (0.359)	0.155 (0.362)	0.172 (0.377)
2016年	0.148 (0.355)	0.147 (0.354)	0.138 (0.345)	0.139 (0.346)	0.142 (0.350)	0.141 (0.348)	0.143 (0.351)
2017年	0.177 (0.382)	0.174 (0.379)	0.172 (0.378)	0.172 (0.378)	0.172 (0.377)	0.171 (0.376)	0.170 (0.376)
2018年	0.169 (0.375)	0.177 (0.382)	0.176 (0.381)	0.168 (0.374)	0.172 (0.377)	0.164 (0.370)	0.152 (0.360)
2019年	0.186 (0.389)	0.192 (0.394)	0.197 (0.398)	0.200 (0.400)	0.194 (0.395)	0.202 (0.401)	0.196 (0.397)
2020年	0.164 (0.370)	0.163 (0.370)	0.169 (0.375)	0.171 (0.377)	0.169 (0.374)	0.168 (0.374)	0.166 (0.372)
N	3,534	2,187	1,579	870	1,762	1,294	886